

# 宅地造成等規制法について

## 1 法律の趣旨

宅地造成に伴い崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれがある区域において、宅地造成に関する工事等について災害防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とするものです。

## 2 宅地造成とは

宅地以外の土地を宅地とするため、または宅地において行う土地の形質の変更をいいます。宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除きます。

※ 宅地とは・・農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をさします。

## 3 法律が適用される区域

宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域（市長が指定します）に適用されます。※ 造成宅地防災区域は宅地造成に伴う災害の防止のための措置のみの制度で、現在のところ指定はありません。

宅地造成工事規制区域

指定日：昭和 42 年 2 月 1 日（昭和 42 年 1 月 26 日熊本県告示番号第 181 号）

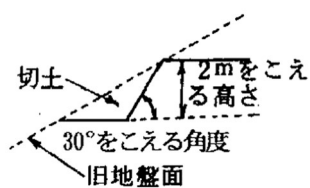
区域：立田山地区、清水・池田地区、花岡山地区

※区域の詳細については、都市建設局開発指導課で閲覧できます。

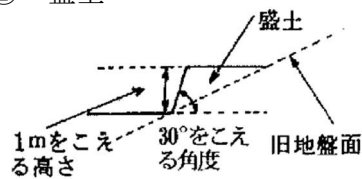
## 4 許可を要する宅地造成工事

宅地造成工事規制区域内で切土又は盛土を伴い次に該当する工事を行う場合は、事前に市長の許可を受ける必要があります。（法第 8 条第 1 項本文）

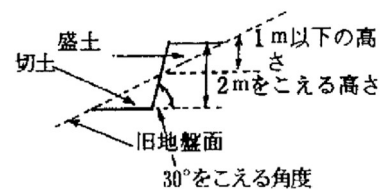
① 切土



② 盛土



③ 切土・盛土



④ 面積が 500㎡を超える形の変更

(注 1) 切土および盛土が規定の高さ未満であっても、規定の高さを超える崖が生じる場合は許可が必要です。

(注 2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可は不要となります。

## 5 宅地造成工事の許可を受けた後、許可の内容を変更する場合

- ① 造成工事の内容を変更する場合は、変更許可が必要となります。(法第 12 条第 1 項)
- ② 次の内容を変更する場合は、変更届が必要となります。(法第 12 条第 2 項)
  - ・造成主、工事施行者及び設計者の住所、氏名の変更を行う場合
  - ・工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日の変更を行う場合

## 6 許可は要しないが、届出を要するもの

- ① 高さが 2 m を超える擁壁の撤去を行う場合 (法第 15 条第 2 項)
- ② 集水区域が 500 m<sup>2</sup> 以上の排水施設の除去工事を行う場合 (法第 15 条第 2 項)
- ③ 造成工事を行うことなく、農地等の宅地以外の土地を宅地に転用した場合 (法第 15 条第 3 項)

(注) 本法の適用を受けない 2 m を超える擁壁の設置をされる場合は、別途工作物の確認申請 (建築基準法第 6 条第 1 項) が必要です。

## 宅造(変更)許可申請添付書類

番号	項 目	記 載 要 領
1	宅地造成に関する工事の許可申請書又は宅地造成に関する工事の変更許可申請書	
2	位置図 (1/10000 及び 2500)	申請地を赤線で明示/公共施設を着色 (道路=茶、里道=黄、水路=青)
3	当該区域内の公図 (字図) の写し	転写日、転写した者の記名、捺印 (申請地、公共施設を着色) /三ヶ月以内のもの
4	当該区域内の土地の全部事項証明書	申請者と地権者が異なる場合は同意書/三ヶ月以内のもの
5	当該区域に隣接する権利者の一覧表	調査日、調査した者の記名、捺印
6	隣接する権利者への事前説明等報告書	隣接地に切土、盛土、構造物設置・撤去等を行う場合は、承諾書
7	農地転用許可書	市街化調整区域の農地を転用する場合
8	水利計算書、仕様書	
9	擁壁 (コンクリート擁壁等) の構造計算書	法令に基づくものは不要。なお、地盤支持力の検討は必ず行うこと。
10	崖の安定計算書	崖面を擁壁でおおわない場合
11	宅地造成等規制法第9条第2項による資格を証する書類	5mを超える擁壁の設置又は切土、盛土する土地の面積が1500㎡を超える場合
12	他の法令等による制限に係る許可書等	道路法第24条による承認、公共用財産使用の許可等
図 面 関 係		
1	現況図	区域を赤線で囲むこと 道路、水路等の幅員、立会日、立会者を明記
2	土地利用計画平面図	区域を赤線で囲むこと 道路、水路等の幅員、立会日、立会者を明記
3	造成計画平面図	擁壁、排水施設、その他の構造物を明示
4	造成計画断面図	現況断面、計画断面を明示し、切土=赤、盛土=緑で着色すること。
5	排水施設計画平面図	排水経路、集水の方法等を明示すること。
6	崖の断面図	大規模、二段擁壁等の場合
7	擁壁の構造図、展開図 排水施設の構造図等	
8	切土又は盛土をする土地の求積図、求積表	
9	その他必要な図面	

※ 各項目に対応した番号のインデックスを貼付

※ 変更許可申請書には上表の11を除く書類及び図面のうち変更になったものを添付

別記様式(第4条関係)〔正〕 宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。 年 月 日 熊本市長 (宛) 申請者住所 申請者氏名 (印)		※手数料欄 (市証紙貼付)		
1 造成主住所氏名				
2 設計者住所氏名				
3 工事施行者住所氏名				
4 宅地の所在及び地番				
5 宅地の面積		公簿 実測	平方メートル 平方メートル	
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル		
	イ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル	
		盛土	立方メートル	
	ウ 擁壁	番号	擁壁	高さ(m) 延長(m)
				～
	エ 排水施設	番号	種類	内法寸法(cm) 延長(m)
	オ 崖面保護の方法			
カ 工事中の危害防止のための措置				
キ その他の措置				
ク 工事着手予定年月日	年 月 日			
ケ 工事完了予定年月日	年 月 日			
コ 工程の概要				
7 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※許可にあたって附した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	
宅 一 号			指令( )第 号	
係員印			係員印	

細則様式第 6 号(正) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第 12 条第 1 項本文の規定による許可を申請します。 年 月 日 熊本市長 (宛) 申請者住所 申請者氏名 (印)		※手数料欄 (市証紙貼付)			
1	変更する宅地の 所在及び地番				
2	変更する宅地の面積	公簿 実測	平方メートル 平方メートル		
3 工 事 の 変 更 の 概 要	ア 切土又は盛土を する土地の面積	平方メートル			
	イ 切土又は盛土の 土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ウ 擁 壁	番 号	擁 壁	高さ(m)	延長(m)
				~	
	エ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法(c m)	延長(m)
	オ 崖面保護の方法				
カ 工事中の危害防 止のための措置					
キ その他の措置					
ク 工 程 の 概 要					
4	その他必要な事項				
	宅地造成の許可番号	年 月 日 指令( ) 第 号			
	変 更 理 由				
※ 受 付 欄		年 月 日 宅 一 号 係員印			
(注) 1 ※のある欄は、記入しないでください。 2 4 欄は、他の法令の許可認可等を要する場合においてだけその許可認可等の 手続の状況を記入してください。					

## 事前説明等報告書

	事業計画	工事計画
説明事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界確認</li> <li>・ 造成計画平面図</li> <li>・ 境界擁壁の構造</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界縦横断図</li> <li>・ 排水計画</li> <li>・ 擁壁の水抜き穴</li> </ul>
		危害防止策 管理体制

説明日	年 月 日	
説明場所		
出席者	事業主側	住民側（住所、氏名、電話、土地地番）
説明 ・ 意見	(特筆すべき説明事項)	(意見)
協議 調整 結果		

# 隣接地権者承諾書

年 月 日

様

---

住 所

氏 名

(印)

下記の宅地造成工事許可申請に伴い、関係者立会のうえで境界を決定し、私の所有地に（切土・盛土・擁壁・ ）工事を行うことについて承諾します。

記

許 可 申 請 地

申請地の隣接地番

細則様式第7号(第7条関係)

宅地造成に関する工事計画変更届 年 月 日 熊本市長 (宛) 造成主 住 所 氏 名 電話番号 印 宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令( ) 第 号
宅地の所在及び地番	
変更した 造成主住所氏名	
変更した 設計者住所氏名	
変更した 工事施行者住所氏名	
変更工事着手予定年月日	年 月 日
変更工事完了予定年月日	年 月 日
変更の理由及び その他必要な事項	

※ 設計者を変更した際、高さ5mを超える擁壁の設置又は切土、盛土する土地の面積が1500㎡を超える場合は、宅地造成等規制法第9条第2項による資格を証する書類を添付すること。



## 宅造届出(法第 15 条第 2 項) 添付書類

番号	項 目	記 載 要 領
1	宅地造成に関する工事の届出書	
2	位置図（縮尺 1/10,000 及び 2,500）	申請地を赤線で明示／公共施設を着色（道路＝茶、里道＝黄、水路＝青）
3	工事概要書	
4	当該区域内の公図（字図）の写し	転写日、転写した者の記名、捺印（申請地、公共施設を着色）/三ヶ月以内のもの
5	当該区域内の土地の全部事項証明書	申請者と地権者が異なる場合は同意書/三ヶ月以内のもの
6	当該区域に隣接する権利者の一覧表	調査日、調査した者の記名、捺印
図 面 関 係		
1	現況図	区域を赤線で囲むこと 道路、水路等の幅員、立会日、立会者を明記
2	土地利用計画平面図	区域を赤線で囲むこと 道路、水路等の幅員、立会日、立会者を明記
3	造成計画平面図	擁壁、排水施設、その他の構造物を明示
4	造成計画断面図	現況断面、計画断面を明示し、切土＝赤、盛土＝緑で着色すること。
5	崖の断面図	大規模、二段擁壁等の場合
6	その他必要な図面	

※ 各項目に対応した番号のインデックスを貼付

別記様式第六

届 出 書

年 月 日

熊本市長

(宛)

届出者 住所

氏名

(印)

宅地造成等規制法第 15 条第 2 項の規定により、下記の工事について  
届け出ます。

記

<p>1 工事が行われる土地の 所在及び地番</p>	
<p>2 行おうとする工事の種類 及び内容</p>	
<p>3 工事着手予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>4 工事完了予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>

## 宅造届出(法第 15 条第 3 項) 添付書類

番号	項 目	記 載 要 領
1	宅地造成に関する工事の届出書	
2	位置図（縮尺 1/10,000 及び 2,500）	申請地を赤線で明示／公共施設を着色（道路＝茶、里道＝黄、水路＝青）
3	工事概要書	転用の日前に工事を行った場合
4	当該区域内の公図（字図）の写し	転写日、転写した者の記名、捺印（申請地、公共施設を着色）/三ヶ月以内のもの
5	当該区域内の土地の全部事項証明書	申請者と地権者が異なる場合は同意書/三ヶ月以内のもの
6	当該区域に隣接する権利者の一覧表	調査日、調査した者の記名、捺印
図 面 関 係		
1	現況図	区域を赤線で囲むこと 道路、水路等の幅員、立会日、立会者を明記
2	土地利用計画平面図	区域を赤線で囲むこと 道路、水路等の幅員、立会日、立会者を明記
3	造成計画平面図	擁壁、排水施設、その他の構造物を明示
4	造成計画断面図	現況断面、計画断面を明示し、切土＝赤、盛土＝緑で着色すること。
5	排水施設計画平面図	排水経路、集水の方法等を明示すること。
6	その他必要な図面	

※ 各項目に対応した番号のインデックスを貼付

別記様式第七

届 出 書

年 月 日

熊本市長

(宛)

届出者 住所

氏名 (印)

宅地造成等規制法第 15 条第 3 項の規定により、下記のとおり  
届け出ます。

記

1 転用した土地の所在及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

# 熊本市宅地造成等規制法施行細則

規則第 15 号  
平成 8 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。)の施行に関し、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可証等の様式)

第 2 条 法第 6 条第 2 項に規定する障害物伐除の許可証及び土地の試掘等の許可証並びに法第 1 8 条第 2 項の規定により準用する法第 6 条第 1 項に規定する身分を示す証明書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害物の伐除の許可証 様式第 1 号
- (2) 土地の試掘等の許可証 様式第 2 号
- (3) 身分証明書 様式第 3 号

(許可申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 4 条第 1 項に規定する許可申請書には、同条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事をしようとする土地の公図及び登記事項証明書
- (2) 他人の所有する土地において工事をしようとする場合は、当該土地の権利者の土地使用承諾書
- (3) 農地を転用する場合は、農地転用許可書
- (4) 工事現場代理人及び主任技術者の氏名
- (5) 工事完了後の土地利用計画書

2 市長は、前項に規定する書類のほか、工事工程計画書、資金計画書その他の必要と認める書類を提出させることができる。

(工事着手の届出)

第 4 条 法第 8 条第 1 項本文の工事の許可を受けた者(以下「造成主」という。)は、工事に着手する前に、市長に宅地造成に関する工事着手届(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(協議の申出)

第 5 条 法第 1 1 条に規定する協議の申出は、宅地造成に関する工事の協議書(様式第 5 号)に省令第 4 条に規定する図面、構造計算書及び安定計算書を添付して行うものとする。

(工事の変更許可申請書の様式等)

第 6 条 法第 1 2 条第 1 項の本文の規定による許可の申請は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書(様式第 6 号)によるものとし、第 3 条及び省令第 4 条に規定する書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(軽微な変更の届出の様式)

第 7 条 法第 1 2 条第 2 項の規定による軽微な変更の届出は、宅地造成に関する工事計画変更

届（様式第7号）によるものとする。

（届出書の添付書類等）

第8条 法第15条第1項及び第2項の規定に基づく省令第29条の届出書には、工事概要書（様式第8号）及び省令第4条第1項に規定する図面を添付しなければならない。

2 前項の届出に係る工事が完了したときは、完了後10日以内に工事完了届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 法第15条第3項の規定に基づき宅地以外の土地を宅地に転用した場合の省令第29条の届出書には、当該転用の日前に当該土地について工事を行った場合には、当該工事の工事概要書を添付しなければならない。

（届出事項の変更）

第9条 法第15条第1項又は第2項の規定による届出を行った者が当該届出に係る事項の一部を変更しようとするときは、次条に規定するものを除き、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

（工事の廃止等届）

第10条 造成主及び前条に規定する者は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合は、宅地造成工事中止・再開・廃止届（様式第10号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（工事の一部検査）

第11条 市長は、許可に係る宅地が次の各号のいずれかに該当する場合は、造成主の申出により当該工事の一部について完了の検査を行うことができる。

(1) 宅地を分割しても災害防止上支障を来さず、かつ、分割した宅地を独立して使用に供し得るものである場合

(2) その他市長が適当と認めた場合

（標識）

第12条 造成主は、当該工事の着手の日から検査済証の交付の日まで、工事現場の見やすい場所に工事の許可に関する標識（様式第11号）を設置しなければならない。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第38号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月30日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第38号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の熊本市宅地造成等規制法施行細則第4条及び様式第4号の規定は、この規則の施行の日以後なされた宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可に係る工事について適用する。

附 則（平成18年9月20日規則第80号）

この規則は、熊本市都市計画・建築事務に関する手数料の一部を改正する条例（平成18年条例第58号）の施行の日から施行する。

<h2>障害物の伐除の許可証</h2>		
住 所		
氏 名		
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり伐除を許可する。		
1	伐除の目的	
2	伐除ができる期間	
3	伐除ができる場所	
4	伐除の方法	
年      月      日		
熊本市長		印

土地の試掘等の許可証

住所

氏名

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり試掘等を許可する。

1 試掘等の目的

2 試掘等を行うことができる期間

3 試掘等を行う場所

4 試掘等の方法

年 月 日

熊本市長

印



(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 氏名
年 月 日生
上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定に基づき他人の土地の所有する土地に立ち入り、宅地又は宅地造成に関する工事の状況を検査することができる者であることを証明します。
年 月 日
熊本市長 印

9.0センチメートル

6.0センチメートル

(裏)

宅地造成等規制法第18条抜粋
都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第8条第1項（工事の許可）、第12条第1項（変更の許可等）、第13条第1項（工事完了の検査）、第14条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

9.0センチメートル

6.0センチメートル

細則様式第4号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">宅地造成に関する工事着手届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">熊本市長 (宛)</p> <p style="margin: 5px 0;">造成主 住所（所在地）</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="margin: 5px 0;">連絡先電話番号</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">印</p> <p style="margin: 10px 0;">宅地造成に関する工事に着手するので、次のとおり届け出ます。</p>		
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令（ ）第 号	
宅 地 の 所 在		
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
工事 管理 者	住所及び氏名	
	連 絡 場 所	電話番号
	資 格、免 許 等	
主任 技術 者	住所及び氏名	
	連 絡 場 所	電話番号
	資 格、免 許 等	
※ 受 付 処 理 欄		

注 ※印の欄には、記入しないでください。

細則様式第5号（第5条関係）（正）

<p>宅地造成に関する工事の協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長 (宛)</p> <p style="text-align: right;">協議者職 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">宅地造成等規制法第11条の規定による協議をします。</p>						
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
6 工事 の 概 要	ア	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	イ	切土又は盛土の量の量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
	ウ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	エ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
	オ	崖面の保護の方法				
	カ	工事中の危害防止のための措置				
キ	その他の措置					
ク	工事着手予定日 年 月 日	年 月 日				
ケ	工事完了予定日 年 月 日	年 月 日				
コ	工程の概要					
7	その他必要な事項					

細則様式第5号（第5条関係）（副）

※協議同意通知欄	第 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (宛) 熊本市長 印 宅地造成に関する工事の協議同意通知書 この申出書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して協議に同意します。					
	条 件					
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
6 工 事 の 概 要	ア	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	イ	切土又は盛土の量の量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
	ウ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	エ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
	オ	崖面の保護の方法				
カ	工事中の危害防止のための措置					
キ	その他の措置					
ク	工事着手予定年月日	年 月 日				
ケ	工事完了予定年月日	年 月 日				
コ	工程の概要					
7	その他必要な事項					
注1 ※のある欄は記入しないでください。 2 2欄は資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は○印を付けてください。 3 3欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。 4 7欄は他の法令の許可認可等を要する場合においてだけその許可認可等の手続きの状況を記入してください。						

工 事 概 要 書

1	造成主 (届出者)	住所				
		氏名				
2	設計者	住所				
		氏名				
3	工事施行者	住所				
		氏名				
4 宅地の面積						
5 工事の概要	ア	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
			イ	切土又は盛土の量の	切土	立方メートル
	盛土	立方メートル				
	ウ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	エ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
	オ	崖面の保護の方法				
カ	工事中の危害防止のための措置					
キ	その他の措置					
6	造成後の利用方法					

工 事 完 了 届

年 月 日

熊本市長 (宛)

宅地造成主 住 所  
氏 名 印  
電話番号

宅地造成規制法第15条第 項の規定により届け出ました工事は、次のとおり完了しましたので報告します。

届出書提出年月日	年 月 日 第 号
工事施行者住所氏名	
宅地の所在及び地番	
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

適  要	
------------	--

細則様式第10号（第10条関係）

<p style="margin: 0;">中止 宅地造成工事等再開届 廃止</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">熊本市長 (宛)</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">造成主等 住所 氏名 印 電話番号</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">中止 次のとおり宅地造成に関する工事等を再開したので届け出ます。 廃止</p>	
中止再開及び 廃止の理由	
許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令 第 号

(注) 不用の文字は、使途に従い抹消すること。

細則様式第11号（第12条関係）

100センチメートル

宅地造成工事許可標識	
許可した者	
工事の期間	
工事場所の所在及び地番	
施行面積	
造成主 住所 氏名	
工事施行者 住所 氏名	
設計者氏名	工事現場管理者
この宅地造成工事において、詳細な内容を知りたい方は、熊本市都市建設局開発指導課にお問い合わせください。	

80センチメートル



### 宅地造成に関する工事の完了検査申請書

※受付欄  
年月日  
第 号

宅地造成等規制法第 13 条第 1 項の規定による検査を申請します。

年 月 日

熊本市長 殿

造成主 住所  
氏名

印

1	工事完了年月日	
2	許可番号	
3	許可年月日	
4	工事をした土地の所在 及び地番	
5	工事施行者住所氏名	
6	備考	

〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。

## 別表 宅地造成に関する工事の許可申請手数料

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
500 平方メートル以内のもの	12,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	21,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	31,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	47,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	67,000 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	110,000 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	170,000 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	250,000 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	340,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	420,000 円

## 宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料

変更許可 1 件につき次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が 420,000 円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000 円とする。

- (1) 宅地造成に関する工事の変更(次号のみに該当する場合を除く。)については、宅地造成区域の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成区域の面積、宅地造成区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成区域の面積)に応じ、それぞれ上表に規定する手数料の金額の 10 分の 1 に相当する金額
- (2) 新たな土地の宅地造成区域への編入については、新たに編入される宅地造成区域の面積に応じ、それぞれ上表に規定する手数料の金額と同一の金額
- (3) その他の変更については、4,000 円

## 宅地造成等規制法に基づく許可事務等に係る標準処理期間の設定

宅地造成等規制法に基づく許可等に係る標準処理期間は、当該許可事務を行う熊本市開発指導課にて許可申請書等を受付した日から起算します。

ただし、当該申請内容と許可基準との整合が図られていることが前提となります。

申請の内容		根拠条項	標準処理期間
宅地造成工事の許可	1 h a 未満	第 8 条第 1 項	3 0 日
	1 h a 以上 3 h a 未満	第 8 条第 1 項	4 0 日
	3 h a 以上	第 8 条第 1 項	5 0 日
宅地造成工事の変更許可	1 h a 未満	第 1 2 条第 1 項	1 5 日
	1 h a 以上 3 h a 未満	第 1 2 条第 1 項	2 0 日
	3 h a 以上	第 1 2 条第 1 項	2 5 日
宅地造成工事の完了の 検査及び検査済証の 交付	3 h a 未満	第 1 3 条第 1 項	2 1 日
	3 h a 以上	第 1 3 条第 1 項	3 0 日
宅地造成工事の届出		第 1 5 条	7 日

(注意) 標準処理期間に算入しない日数

- 1 申請書等の受付後、申請内容の不備等により申請者が補正等に要する日数
- 2 申請書等の受付後、申請者が当該宅地造成に係る他法令の手続き(許可、承認、協議)を必要とする日数
- 3 熊本市の休日を定める条例に規定する休日
- 4 農地法の許可にかかる日数
- 5 宅地造成工事の完了検査において、手直し工事が発生した場合の日数